

【概要】白井市耐震改修促進計画の改定（素案）

1. 白井市耐震改修促進計画について

- 平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。）が制定されました。
- 本市においては、法に基づき、平成19年3月に千葉県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）が策定されたことを受け、平成22年3月に白井市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。
- 本計画は、法第6条の規定により、県計画に基づき、市内の建築物の耐震化の促進を図るための方針、耐震化の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。
- 令和7年7月に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針が改正され、県計画が改定されたことから、本計画を改定します。

2. 主な改定事項について

- 本計画は、法第6条第1項に基づく市町村耐震改修促進計画として、県計画に基づき、同条第2項に掲げる事項等を定めております。
- 主な改定事項は、以下の通りです。

（1）耐震化の現状

- 住宅や特定建築物等の耐震化の現状を時点更新する。

※参考：住宅の耐震化率（白井市・千葉県）

		令和5年度	平成30年度	平成25年度
住宅の耐震化率	白井市	約93%	約92%	約88%
	千葉県	約93%	約92%	約84%

（2）耐震化の目標の設定

- 県計画に基づき、新たな耐震化の目標を設定する。

※参考：住宅の耐震化の目標（白井市・千葉県）

			白井市（改定後は改定案）	千葉県
住宅の耐震化の目標	改定前	令和7年度	95%	95%
	改定後	令和12年度	95%	95%
		令和17年度	耐震性が不十分なものを おおむね解消	耐震性が不十分なものを おおむね解消

（3）耐震性能検証法による安全性の確認（新規）

- 過去の地震で被害が見られたことから、市は、昭和56年5月31日から平成12年5月31日までの新耐震基準の木造住宅の耐震性能の確認の必要性について周知する旨記載する。

（4）住宅耐震化緊急促進プログラムの策定（新規）

- 住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定する旨記載する。

（5）その他必要な事項の改定

- 地震時等の瓦の脱落防止対策の周知について記載する。
- ブロック塀対策おける「避難路」の定義を記載する。
- 戸建て住宅の耐震改修方法等に関する情報提供について記載する。 等